

精神科リエゾンチームによる適切な医療の提供

骨子【Ⅲ－3（5）】

第1 基本的な考え方

精神科リエゾンチームの普及を図るため、評価を充実するとともに、チームを構成する看護師、精神医療の経験を有する精神保健福祉士等をより柔軟に確保できるよう、施設基準の見直しを行う。

第2 具体的な内容

1. 看護師に必要な精神科での勤務年数を、専門看護師（精神看護）に求められる経験年数を参考に緩和する。
2. 精神医療の経験を有する常勤精神保健福祉士等の専従要件について、患者数に応じ、専任も選択できるよう見直す。

現 行	改定案
<p>【精神科リエゾンチーム加算】 (週1回) 200点</p> <p>[施設基準] (1) 以下の3名以上から構成される精神科リエゾンチームが設置されていること。</p> <p>① 5年以上の勤務経験を有する専任の精神科の医師</p> <p>② 精神科等の経験を5年以上有する、所定の研修を修了した専任の常勤の看護師</p> <p>③ 精神科病院又は一般病院で</p>	<p>【精神科リエゾンチーム加算】 (週1回) <u>300点</u></p> <p>[施設基準] (1) 以下の3名以上から構成される精神科リエゾンチームが設置されていること。</p> <p>① 5年以上の勤務経験を有する専任の精神科の医師</p> <p>② <u>精神科の経験を3年以上有する</u>、所定の研修を修了した専任の常勤の看護師</p> <p>③ 精神科病院又は一般病院での</p>

<p>の精神医療の経験を3年以上有する専従の常勤精神保健福祉士等</p> <p>(中略)</p>	<p>精神医療の経験を3年以上有する専従の常勤精神保健福祉士等</p> <p>(中略)</p> <p>(3) <u>(1)の③に掲げる専従の常勤精神保健福祉士等は、当該精神科リエゾンチームが週に15人以内の患者を診療する場合には、専任の常勤精神保健福祉士等とすることができる。</u></p> <p>(略)</p>
--	---